

2013年 2月28日

No.168

又市征治 国政だより

又市征治事務所
発行責任者 東 篤
富山市下新町 8-16
TEL 076-441-0800
HP: www.s-mataichi.com

賃金・交付税削減は地域を冷え込ませる:又市幹事長 被災自治体の残業不払いを解消しろ

26日、参議院本会議で2012年度補正予算が成立。中身は「人からコンクリートへ」逆行する高速道前倒しなどに偏重し、借金7.8兆円(当初と合わせ12年度52兆円)で、与野党を超えて批判が続出。社民党は、「消費税増税を前提にした『年金特例公債2.58兆円』をやめる」など修正案を民主・みんな・生活の党と共同で出し、原案に反対しました。

又市幹事長は26日、総務委で「被災自治体は事務事業が何倍にも増加し、応援派遣をもらっても人手が足りず、残業と土・日出勤に追われ疲労困憊だ。人員増が不可欠」と実態を紹介。「交付税の補正増分2900億円は法第6条の3に基づき年度内に配布せよ。これが交付税法の定めだ」と要求しました。しかし新藤総務大臣は「普通交付税と震災復興特別交付税で対応している」と答弁。

又市幹事長はさらに「復興事業費ばかり付いても経常費や人件費が底をついて執行できない。時間外手当の未払いが積み上がっている。国が自治体に給与カットを求めるべきでない。私が訪ねた東北のある市では、4%の賃金削減の上に残業手当の未払いが約4億円。賃金削減を言う前に、こうした違法状態を解消し、地域経済を潤し、遅れた復興事業を円滑に進めよ」と求めました。



「給与削れ、交付税転用」とは自治の原則違反

又市幹事長はまた政府・総務省からの地方公務員の本給削減要求にも「給与を削れと示して交付税を削ることは交付税法違反だ。大臣が要請と言おうがお願いと言おうが権力者の申し状だ。交付税は補助金ではない。条件を付けるな。大臣と安倍内閣は最初から自治の原則を踏みにじっている」と言葉鋭く追及。「大型補正を付けても地方は消化できぬ。他方で人件費を削れと、矛盾だ。消費的支出として地域経済に行き渡らせ購買力、商工業の活性化で景気回復すべきだ」と提言。

これには他党の委員も大きくなづき、頭上で両手を叩く拍手のポーズをとる委員もいました。又市幹事長の、分権自治と働く者の立場を貫く気迫が新藤・新大臣を圧倒した初戦でした。